

【北本市】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数	3,876	3,842	3,816	3,807	3,744
②予備機を含む 整備上限台数	4,457	4,418	162	152	79
③整備台数 (予備機除く)	0	3,842	0	0	0
④③のうち 基金事業によるもの	0	3,842	0	0	0
⑤累計更新率	0.0	100.0	100.7	100.9	102.6
⑥予備機整備台数	0	384	0	0	0
⑦⑥のうち 基金整備によるもの	0	384	0	0	0
⑧予備機整備率	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0
(④ + ⑦)	0	4,226	0	0	0

※①～⑧は未到来年度等にあたっては推定値

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和2年度に整備した端末(Chromebook)について、令和7年度中に更新し、令和8年度より運用を開始する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：4478台

○処分方法

- ・指導用端末として再利用：230台
- ・小型家電リサイクル法に基づく認定事業者へ処分を委託：4248台

○端末のデータの消去方法

- ・処分事業者へ委託

○スケジュール(予定)

令和8年4月 新規端末利用開始

令和8年4月以降 処分事業者の選定

令和8年7月以降 使用済端末の事業者への引き渡し